

【！注意！】①令和8年4月より雇用保険料率が変わります！**<令和8年度の雇用保険料率>**

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

雇用保険の加入条件を満たした労働者を雇用したら、速やかにお手続きをお願いします。

雇用保険の加入条件は以下のとおりです。

- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ・ 31日以上の雇用見込みがあること

②雇用保険被保険者資格取得または喪失時の届出方法について従業員の入社や退職などに伴う雇用保険の資格取得や喪失の手続きは、**WEBによる届出フォーム**をご利用ください。

※パソコン、スマホどちらでも入力できます。

※届出票に記入しFAXやご来所での届出をしていただく従来の方法でも受付しております。

雇用保険
資格取得届出フォーム<https://forms.office.com/r/TmeGwxWaiH>雇用保険
資格喪失届出フォーム<https://forms.office.com/r/wsg64t7K6S>